

## ○耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件

(昭和六十二年十一月十日)

(建設省告示第千九百号)

改正 平成一二年 五月二六日建設省告示第一三七八号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百十五条の二第一項第六号の規定に基づき、耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を次のように定める。

耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件

耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法は、次の各号に定めるものとする。

- 一 給水管、配電管その他の管と耐火構造の床又は壁とのすき間がモルタルその他の不燃材料で埋められていること。
- 二 給水管、配電管その他の管の構造を建築基準法施行令第百二十九条の二の五第一項第七号イからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、耐火構造の床若しくは壁若しくは特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。
- 三 換気、暖房又は冷房の設備の風道の耐火構造の床又は壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第十六項に規定する構造の特定防火設備が同項に規定する防火設備を設ける方法により設けられていること。

附 則

この告示は、昭和六十二年十一月十六日から施行する。

附 則 (平成一二年五月二六日建設省告示第一三七八号)

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。